



福島医発第 1640 号（地）

令和元年 9 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに関する
Q & A について（その 3）

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より、各都道府県等衛生主管部（局）薬務主管課に対し、標記の事務連絡が発出されるとともに、日本医師会を通じて本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」（平成 30 年 10 月 31 日付け福島医発第 2155 号（地））の第 4 の 3 の未承認薬・適応外薬等に関する医師又は薬剤師への情報提供について、別添のとおり、Q & A が追加されたことを連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

学術担当理事 権藤秀之
会長 島田昇二郎

令和元年 9 月 13 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに関する
Q & A について（その 3）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より各都道府県等衛生
主管部（局）薬務主管課に対し、標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対
してもその周知方依頼がありました。

本事務連絡は、今般、「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」
（平成 30 年 10 月 19 日付け日医発第 811 号（地 240））の第 4 の 3 の未承認薬・適応
外薬等に関する医師又は薬剤師への情報提供について、別添のとおり、Q & A が追
加されたことを連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、
貴会会員への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和元年 9 月 6 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに関する
Q & Aについて（その3）

平素より薬事行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインについて」（平成 30 年 9 月 25 日付け薬生発 0925 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の円滑な運用を確保する一環として、関係各者からの要望に基づき、更なる Q & A を都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)薬務主管課あてに別添（写）のとおり発出しました。

つきましては、貴会会員等に対し周知方いただきますとともに、引き続き適正な広告活動の推進にご協力いただきますようお願いいたします。



事 務 連 絡
令和元年 9 月 6 日

各

都道府県 保健所設置市 特別区

 衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに関する
Q&Aについて（その3）

医薬品等の広告規制については、医療用医薬品の不適切な広告事例が散見され、これらにより確認された課題に対応するため、「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」（平成 30 年 9 月 25 日付け薬生発 0925 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別添。以下「本ガイドライン」という。）を策定の上、発出したところです。

また、本ガイドラインの円滑な運用を確保するため、「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに関するQ&Aについて」を随時発出してきていますが、関係各者からの要望に基づき、別添のとおり、追加でQ&Aをとりまとめましたので、業務の参考としていただくとともに、貴管下の関係業者に対して周知をお願いします。

第1 2 適用範囲等

第4 3 未承認薬・適応外薬等に関する情報提供

Q 1 患者の状態に応じ、医療現場の判断で簡易懸濁、粉碎等を行う際に参考となる医薬品の安定性等の情報について、インタビューフォームへ記載の上、情報提供することは可能か。

A 1

販売情報提供活動ガイドラインでは、医療関係者から製造販売業者に対し、未承認薬・適応外薬等に関する情報提供について求めがあった場合に行うことは差し支えないこととしている。

インタビューフォームは、添付文書の内容を補完し、調剤等に際して必要な情報を提供することを目的として、医薬品の適正使用のために必要となる情報提供資材として、医療関係団体の要請をもとに作成されたものである。

嚥下困難者及び小児に対する投薬治療に際し、これまで医療現場の判断で簡易懸濁、粉碎等が行われてきた実態があることに鑑み、製造販売業者が、簡易懸濁、粉碎等を行った際の医薬品の安定性等に関する情報を、インタビューフォームに記載の上、情報提供することについては、ガイドライン上の医療関係者からの求めがあった場合として整理することで差し支えない。

ただし、その記載にあたっては、承認上認められていない用法等であることを考慮して、試験法の明示など記載事項・内容については、一定の共通ルールに従って行われることが求められる。また、インタビューフォームに記載した簡易懸濁、粉碎等に関する情報を抜粋してホームページに掲載する場合は、インタビューフォームに記載した内容を過不足なく記載すること。